

区民意見反映制度により寄せられた素案に対する意見と区の考え方

1 意見の受付状況

意見募集期間

令和2年12月11日(金)から令和3年1月15日(金)まで

周知方法

- ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、  
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、防災計画課、防災学習センターでの閲覧
- イ 練馬区防災懇談会に、計画素案について説明

意見件数

意見の受付状況

76件(3名・1団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
共通編	30 件
防災本編	43 件
風水害等編	1 件
～ その他	2 件
合計	76 件

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	4 件
素案に趣旨を掲載しているもの	25 件
素案に記載はないが、他の施策・事業等ですでに実施しているもの	25 件
事業実施等の際に検討するもの	6 件
趣旨を反映できないもの	15 件
- その他、上記以外のもの	1 件
合計	76 件

4 区民からの意見(要旨)と区の考え方

番号	該当 ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応 状況
防災共通編 第1部総則 第1章計画の方針				
1	共-2 共-37	<p>計画の基本的な考え方に「近助」を入れるべきだと思う。隣近所でまず安否確認や初期消火を行い、直ちに地域の防災会への協力、在宅避難準備をする。家具の倒壊や火災で在宅避難が困難の時、はじめて避難拠点へ避難する。「自助」、「近助」、「共助」、「公助」に分けた方が、共-37に記載されている区民の責務が明らかになる。</p>	<p>過去の災害の経験から、隣近所を含め、地域住民同士が自らのまちを守る「共助」が重要であると考えています。</p> <p>ご意見としていただいた「近助」の考え方は、「共助」の取組の一環と考えています。</p>	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
防災共通編 第1部総則 第2章区の概況				
2	共-6 風-7	時間雨量75mm対応が完成するのはいつか。昨年の台風で、石神井川は武蔵関駅周辺で警戒水位を超えている。早い完成を望む。	時間75ミリ降雨への対策は、都が実施する河川、下水道の流下施設（時間50ミリ分）および貯留施設（時間15ミリ分）整備と区が行う流域対策（時間10ミリ分）を連携しながら進めています。その中で都は、東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定し、長期見通し（おおむね30年後）として、区部においては時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目標としています。	
3	共-6 風-7	石神井川の護岸より低い場所や台地の窪地では時間雨量50mmを超えると内水氾濫が起こりうるので、さらなる住民への周知を望む。 さらに、近年の線状降水帯による降雨に対する対策、避難指示等の事前通知についても検討の必要がある。	内水氾濫については、水害ハザードマップに浸水予想を表示しており、浸水リスクが高い地域には、出水期前に個別訪問するなど、機会をとらえて周知しています。 線状降水帯による降雨については、時間75ミリ降雨への対策の中で対応しています。必要に応じて避難指示等を発出しますが、発出にあたっては、警察、消防と連携し、タイミングを逸することなく適切に発出できる体制を整えています。	
防災共通編 第1部総則 第3章被害想定				
4	共-11	東京都の基準では最大震度6強とされているが、過去の災害でもすでに震度7を観測している。首都直下型地震ではどこが震源地になるかわからないため、震度7を基準に災害対策を進めてもらいたい。そうすることで、避難所の想定人数、備蓄量、避難所の運営内容が変わってくると思う。	東京都では、起こりうる被害像を科学的知見に基づき分析し、「東京湾北部地震」や「多摩直下地震」等の地震モデルを設定しています。区は、都が想定した4つの地震モデルの最大値を被害想定とし、災害対策を進めています。都の被害想定では、練馬区において、震度7は想定されていません。	
5	共-12 共-33	被害想定の中に家屋倒壊以外に、家財による圧死や怪我についても入れるべきである。中高層建築物の増加で耐震性はアップしているが、各戸における家具の転倒防止が最も重要な対策の一つと考える。	区が指標としている東京都の被害想定（平成24年4月公表）では、家財による圧死や怪我の人数は、「屋内収容物による死者」、「屋内収容物による負傷者」としており、計画にも記載しています。	
防災共通編 第1部総則 第4章令和2年度修正の概要				
6	共-27	令和2年度修正の概要の1つ、「避難所における感染症対策」については、避難拠点運営連絡会に任せず、きめ細かな対応策を打ち出す必要がある。	避難拠点における感染症対策については、新型コロナウイルス感染予防対策を盛り込んだマニュアルを作成し、区職員、学校教職員の避難拠点要員による訓練を実施しています。 地域住民からなる避難拠点運営連絡会とも会議や訓練を行いながら、実効性の向上を目指します。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
防災共通編 第1部総則 第5章減災目標				
7	共-32	減災目標2の避難者と帰宅困難者の項は、対応策が異なるため、項目を分けるべきではないか。	避難者も帰宅困難者も「被災者」であり、被災者を減らすという趣旨で設定した目標のため、同一の項目としています。	
8	共-37	区民の責務として、「家具の転倒防止策」を記載できないか。	区民の責務に「家具転倒防止」の記載を追記します。	
防災共通編 第2部責務と体制 第2章災害対策体制				
9	共-48	緊急初動態勢組織の概要において、組織及び分担業務は明示されているが、それぞれのチームの業務担当者が明確化されていない。	各チームの業務担当者は、個別のマニュアルに記載しています。	
10	共-68	職員への教育訓練や研修は、形式的な研修ではなく、担当部署ごとに厳格に、そして定期的を実施する必要がある。 何故なら、災害事象は待ってくれないからである。迅速に的確に必要な内容を実行できる体制を常時保持できる組織が重要であると思う。 研修は、初任者研修、初級幹部、中級幹部等リーダー研修、および部門統括者など、役割の認識と責任の明確化を図る必要がある。	毎年、全庁をあげて発災時を想定した訓練を実施しています。この他、医療や福祉など個別の課題に取り組む訓練も実施しています。 災害対応に関する研修については、全職員を対象としたeラーニングをはじめ、新規採用職員や管理職を対象とした職層別研修、防災寮職員や避難拠点要員等災害時の役割に応じた研修を実施しています。	
防災共通編 第2部責務と体制 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化				
11	共-77	発災時のボランティアについては、手話通訳ボランティアなど障害者対応も入れるべきではないのか。	手話通訳など障害者の助けとなる方々にも協力いただき、災害時にボランティアとして活躍していただけるよう、練馬区社会福祉協議会と連携して取り組んでいます。	
12	共-77	練馬区の災害ボランティアについては、活動内容、役割をより具体的に示してはどうか。活動内容を精査してメンバーに示してはどうか。 また、事前登録者の方々の研修会等を定期的実施し、メンバーの皆さんの活動意識の定着を図られたらいかがか。	災害ボランティアの活動内容や役割については、計画に記載しています。 登録者については、避難拠点の会議や訓練への参加のほか、毎年テーマを決めて研修会を実施し、災害に対する意識の向上に努め、災害に備えています。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
13	共-80	<p>練馬区のボランティアセンターは練馬文化センターに設置することとしているが、この場所で果たして活動が出来るのか危惧している。</p> <p>ボランティアの参加者は、個人やグループ単位での参加、自家用車での参加、バス等をチャーターして団体で参加するなど多種多様である。ボランティアセンターが西武線の駅前に有るので便利であると思うが、練馬文化センターの活用には相当の無理が生じると思われる。</p> <p>参加するボランティアの方々の駐車場の確保やボランティアの登録、ボランティア保険等の申請、復旧活動に参加する方々とのマッチング場所の確保および活動資機材等の備蓄場所の確保、活動現場へのボランティア資機材等の搬送および送迎の為に車両等の対策が必要だと思われる。</p>	<p>災害発生時、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを開設、運営できるように、練馬文化センターにおいて、年2回訓練を実施しています。車両対策を含めて、訓練で明らかとなった課題の解決に向けて、被災自治体や近隣自治体の事例を参考に検討しています。</p>	
14	共-80	<p>広大な練馬区全域をカバーするため、石神井庁舎、光が丘区民センター、大泉区民事務所等にサテライトとして機能を持つボランティアの基地を設置し、ボランティアセンター業務を行う必要がある。</p> <p>このサテライト機能を持つセンターの運営は、それぞれの事務所長等が責任者として、社会福祉協議会と協力、共同する。</p> <p>また、運営する活動物資はそれぞれの事務所等で備蓄することとする。</p>	<p>災害ボランティアセンターの中心的な機能は練馬文化センターに置くこととしています。その機能を補完するサテライトの設置については、設置の有効性、設置場所、人員体制等の課題を整理し、被災自治体や近隣自治体の事例を参考に課題を検討していきます。</p>	
15	共-80	<p>感染症対策としての発災後のボランティアの受け入れについてのしくみづくりを求める。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行後、被災地支援では感染症の対応とは別にコロナ差別の対応で苦慮したという報告がある。個人やボランティア団体では事前にPCR検査を受けて現地入りしても、地域では認識の差があり、任意の個人や団体では限界がある。被災地外の地域より支援を受け入れる場合の感染症の対策、ルールを自治体としてしくみをつくり、支援を必要としている被災者が安心安全して受援できるように求める。</p>	<p>全国社会福祉協議会が示す災害ボランティアセンターの考え方等では、ボランティアの受け入れは近隣の地域の方を中心とし、受付やオリエンテーションの方法は可能な限りオンラインを活用すること、ボランティア活動は、人と人が近距離で接触しない活動とし、ウェブサイトやSNSにより支援の状況等を発信することなどが示されています。これらの考え方を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時における災害ボランティアセンターの運営のあり方を検討しています。</p>	
防災共通編 第3部基本的な対策 第1章地域防災力の向上				
16	共-106 ~ 共-110 共-163	<p>職員の育成についての記述はあるが、地域の「防災に関わる人材の育成」についての記載を加えて欲しい。</p> <p>地域の防災リーダー、女性リーダーの育成を望む。</p> <p>また、防災に関わる団体等との連携強化を望む。</p>	<p>防災リーダーや女性防災リーダーの育成については、計画に記載し、防災学習センターで実施しています。</p> <p>区民防災組織や消防機関等の防災に関わる団体とは、訓練等を通じ連携強化を図っています。</p>	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
17	共-107	防災会と市民消火隊を一体化した組織として編成し、練馬区全域に逐次拡大する。	防災会は初期消火や避難誘導、救出救護等を目的として、市民消火隊は東京都指定避難場所周辺や避難道路等の消火を目的として設置しています。それぞれ目的が異なることから、現時点では組織の一体化は考えていません。	
18	共-108 共-114	各避難拠点に防災士を配置して欲しい。そのため、地域住民が防災士の資格を取得する場合の助成制度を創設するなどの工夫を望む。	区では、防災学習センターにおいて、区民の防災知識・技術の習得および防災活動を担う人材を育成しており、防災士の目指す目的と同じと考えています。	
19	共-108 共-114	防災士の認定制度を検討してもらいたい。	番号18と同様	
20	共-111 共-143	中高層住宅における災害対策を強化して欲しい。耐震化が進み、安全との思いや、管理会社任せの考えがある。3・11の際には中高層階の住民が高層階は怖いと避難所に押し寄せた。「転倒防止策」や「備蓄」についての周知を中高層住宅個々に対して実施して欲しい。	中高層住宅対策については、「防災の手引」や「中高層住宅向け講習会」により周知啓発を行っています。家具の転倒防止策や水・食料等の備蓄については、中高層住宅にお住いの方に限らず、区民へ働きかけることを計画にも記載しています。	
21	共-114	練馬防災カレッジをオンラインで実施し、いつでも、どこでも受講できるようにして欲しい。	ねりま防災カレッジの座学や演習については、オンラインやオンデマンドで実施しています。	
22	共-117	避難拠点で行う訓練は、地域の誰でも参加できるようにして欲しい。また、若者から子育て世代が参加しやすい勉強会の開催を増やして欲しい。実施の際は、土日開催、子どもの参加、地域のイベントとの共催などの工夫を望む。	避難拠点で行う訓練はどなたでも参加することができます。地域へのチラシ配布や公設掲示板などで周知しています。若者や子育て世代など若い方が参加できるイベントの開催についても避難拠点に働きかけていきます。	
23	共-117	訓練時の配布物は、不要なノベルティグッズはごみになってしまうため、区内で使用できる商品券にするなどの工夫が必要。	訓練時の配布物は、参加者への防災啓発に資する物を配布しています。	
防災共通編 第3部基本的な対策 第2章災害に強い安全・安心なまちづくり				
24	共-132	道路等の緑化の項目では「ブロック塀」という表記になっており、「ブロック塀等」と修正して欲しい。	「ブロック塀」の表記については、「ブロック塀等」に修正します。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
25	共-135	豊島園は、防災公園になると聞いていたが、ハリーポッターの施設が建設されると知り、大変驚いた。災害時の避難場所と考えていたが、既に工事が始まっていて、敷地に入ることができない。災害が起きた時、どこへ避難すれば良いのか。	東京都は平成23年の東日本大震災を踏まえ、首都東京の防災機能強化のため、練馬城址公園を事業化する方針を明らかにし、土地所有者は新たな事業展開を検討したいとの考え方を示しました。これらを受け、都、民間事業者、区は、令和2年6月に整備に向けた覚書を締結しました。覚書では、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の3つの機能を備えた公園の実現に向けて、関係者が相互に連携・協力して段階的に公園整備を進めることとしています。 豊島園は、地震火災が発生した際に、火災が鎮火するまで待つための避難場所として東京都が指定しており、工事期間中も変更がないと聞いています。なお、地震によって自宅の倒壊や火災の危険があり、避難が必要な場合は、まず近くの公園や広場へ、つぎに最寄りの避難拠点（区立小・中学校）へ避難してください。	-
26	共-139	区立小中学校の建て替えにあたり、これまで体育館の屋根への太陽光パネル設置を要望してきたが、構造上難しい、との回答だった。 しかし、今年度改築が終了した小学校の体育館にはパネルが設置された。今後、区の施設や都立防災公園に可能な限りパネルを設置するよう求める。	公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）に基づき、太陽光パネルの設置に取り組んでいます。 学校施設は、改築にあわせて設置しています。設置場所は、建物への影響や設置後の効率的な維持管理などの観点から、校舎屋上を基本としています。 区立施設は、改築や大規模改修の際に、屋上の利用に支障がない場合、設置することを基本としています。 都立防災公園については、東京都へ要望をお伝えします。	
27	共-143	ブロック塀の倒壊防止について、区が実施している点検内容、また、ブロック塀の所有者への指導内容を教えて欲しい。すでに傾いている万年塀があり町会・防災会・住民も危険とみて要望を出しているが改善されない。	平成30年度に道路等に面した全てのブロック塀等について、建築基準法に適合しているか、破損箇所や傾きがあるか調査を行いました。区民の方から相談のあったブロック塀等についても、その都度、現場確認を行っています。その上で、危険性の高いブロック塀等については助成制度を利用して撤去や改修するよう所有者に働きかけています。	
28	共-147	高層建築物の計画は明記されているが、防災訓練の義務化など指導の強化ができないか。	防災訓練については、防災会などの区民防災組織を通じて働きかけており、区としては義務化の予定はありません。 なお、消防法により、防火管理者が選任されている高層建築物では、年1回以上、訓練を実施することが義務化されています。	
29	共-159 ~ 共-161	市民消火隊が活用する可搬ポンプはD級ポンプからC級ポンプに順次整備して消火能力を向上させる。	市民消火隊には、既にC級軽可搬ポンプを貸与しています。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
30	共-159 ~ 共-161	<p>スタンドパイプを地域の要所、要所に分散配備し、火災発生時の消火活動に活用する。(スタンドパイプの配備に関して現行では「希望する団体」に配備することとしているが、スタンドパイプでの消火能力はC級ポンプに比較しても数倍の消火効力を持っている。使用方法が容易で誰でも活用することが出来る。)</p> <p>また、練馬区の地震に関する地域危険度で、ランク4、及びランク3の区域にスタンドパイプを配備することが必要(現地を確認していないので断定はできないが)。</p>	<p>区では、スタンドパイプ170台を防災会等に配備しています。</p> <p>今後も、火災危険度の高い地域を含め、消火を担う防災会・市民消火隊の意向を確認しながら配備していきます。</p>	
防災本編 第1章情報収集・伝達・広報				
31	本-5 風-30	若い世代や働いている方への防災広報は、区報や冊子よりもツイッター等のSNSや動画配信の方が効果的であると思われる。	ツイッター等のSNSの活用については計画に記載しています。今後も、様々な広報媒体を活用して、防災広報を実施していきます。	
32	本-4 ~ 本-5	情報伝達手段はSNSにおいて強化されている。家庭環境や世代によってはSNSにより情報を入手できない方もいる。情報の格差が生じないように、昼間・夜間などの場面にも応じた、人によるサポートや支援体制も必要である。団体との協定、民生委員以外で対応できる新たな地域ネットワーク支援づくりの検討強化を求める。	<p>災害時に確実に情報を伝達するため、区は、可能な限り多様な手段を組み合わせて情報伝達を行います。</p> <p>情報伝達手段は、SNSのほか、防災行政無線、メール配信、Lアラート、区ホームページ、データ放送、広報車など、様々な手段を活用します。</p> <p>災害時にコールセンターを設置し、区民からの問い合わせ対応を行い、自ら情報を取得することが難しい方へのサポート・支援を行います。</p>	
33	本-11	災害用の備蓄として携帯ラジオを持つ家庭が増加している。FM放送の周波数を事前告知できないか。	臨時災害FM放送局は、開局時に国から周波数が割り当てられるため事前告知ができません。国から周波数が付与された際には、速やかに様々な広報媒体を活用して周知を行います。	
34	本-11	自分の家では、西東京市、武蔵野市のコミュニティFMが聞ける。練馬区も平常時のコミュニティFMを検討してもらいたい。	現在、練馬区内全域をカバーできるコミュニティFM局がありません。このため、区では、平成27年に臨時災害放送局機材を購入し、大規模災害時には臨時災害FM放送局を開局します。	
防災本編 第2章医療救護等対策				
35	本-15	災害時、医療救護所で負傷者対応に加えてコロナ対応も行うことを考えると、10か所では少ないと感じる。	医療救護所10か所と区内の災害医療支援医療機関12か所の計22か所で軽症者の手当を行う体制を整えています。新型コロナウイルスなどの感染が疑われる方については、区内医療機関と連携しながら対応します。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
36	本-21	<p>練馬区医師会と協力協議し、災害拠点医療機関及び災害医療支援機関参加病院及び医院機関の地域平準化と増強をすることが望ましい。</p> <p>また、可能な限り災害時医療救護体制を検討して安心できる医療体制の整備を期待する。</p>	<p>練馬区医師会や区内の病院の協力により、災害時医療機関を指定しています。また、被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。</p> <p>災害時医療救護体制については、練馬区災害医療運営連絡会で引き続き検討を行います。</p>	
防災本編 第3章交通およびライフラインの確保				
37	本-38	<p>緊急交通路が避難所対象エリアを分断している箇所がある。緊急交通路の確保は重要であり避難民等の横断は極力避けるべきではないか。場合によっては避難場所の変更も必要だ。</p>	<p>避難の際、居住地による避難拠点の指定はありません。避難経路の途中に緊急交通路がある場合、安全に横断できる場所（歩道橋など）や、他の避難拠点の場所をあらかじめ確認していただくなど、自宅から避難拠点までの避難経路を確認しておくことが重要だと考えています。</p>	
防災本編 第4章物流・備蓄・輸送対策				
38	本-56	<p>区の備蓄量が圧倒的に少ないと思う。特に、アレルギー対応用の食料、プライバシー確保・感染防止のためのテント、健康維持のための段ボールベッドを重点的に備蓄すべきである。</p>	<p>区の備蓄は、東京都の被害想定による避難者数（118,300人）に基づき行っています。</p> <p>アレルギー対応食品については、アルファ化米、粉ミルク、ライスクッキーを備蓄しています。</p> <p>また、避難者のプライベート空間を確保し、感染防止にも効果が期待できる避難者用テントを令和2年度に約2,000張備蓄しました。</p> <p>段ボールベッドは、保管に多くのスペースが必要となるため、災害協定により調達する仕組みとしています。</p>	
39	本-56 本-65	<p>食料の備蓄は避難拠点の備蓄が700人分とされているが、食料が不足した場合の対処方法を具体化してほしい。</p>	<p>避難拠点で食料等の物資が不足する場合、区の集中備蓄倉庫から物資を輸送します。また、協定を締結している自治体や事業者等からの救援物資が、区内2か所の地域内輸送拠点（光が丘体育館、総合体育館）に集まり、必要に応じて各避難拠点に輸送することとしています。</p>	
40	本-56 ～ 本-58	<p>人口約74万人に対して、避難拠点での備蓄は700人分、区全体では118,300人分へ増量と記載がある。帰宅困難者用の備蓄は、約98,300人に対して31,500人分の備蓄。組立トイレ、段ボールベッドも十分ではなく、1週間分の備蓄を自助努力で全区民が対応できていない以上、備蓄の増量が必要ではないか。</p>	<p>避難者用の備蓄は、東京都の被害想定による避難者数（118,300人）に基づいて行っています。帰宅困難者用の備蓄は、飲料水、食料、携帯トイレを、令和4年度までに98,300人分に増量する予定です。</p> <p>区民に対しては、自助の努力として、家庭内備蓄を引き続き働きかけます。</p>	



番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
41	本-66	乳児用液体ミルクを配布したあとのフォローはどうなっているのか。発災時に、必要としている被災者に液体ミルクがいき渡るよう、しっかり管理して欲しい。	液体ミルクを配布する際には、使用方法や注意点を記載した説明書を配布します。 また、液体ミルクが必要な方に配布できるよう、発災後は、避難拠点での周知を行うほか、区ホームページ、メール、SNS等の情報伝達手段を活用し、配布場所を周知します。	
42	本-66	液体ミルクの取り扱いについて、周知しているのか。液体ミルクの使用にあたり、飲み残しは使用しないなど注意などが必要。乳児には液体ミルクがありきでなく、必要とする場合に使用する旨など、母親学級や保健師、母子手帳などで説明が必要。また、母乳免疫の有効性も事実としてある。それぞれのメリット、デメリットを理解し、授乳ができる環境、母親がストレスを受けない環境づくりを避難拠点でも対応できるように求める。	災害時の液体ミルクの使用方法については母子健康手帳、防災の手引などで説明しています。 母乳のメリットについては、母子健康手帳などで周知しています。 液体ミルクは、母乳の代替食品として使用します。区は、災害時にも普段と同じように授乳を続けることが大切と考えます。 避難拠点では、妊産婦や乳幼児に配慮し、周囲から覗かれない、数人が入れるスペース等に授乳室を設置します。訓練等により実効性を確保していきます。	
43	本-66	液体ミルクは母体の状況など、やむを得ない場合には必要と考えるが、「液体ミルクありき」ではなく、まずは安心して母乳で授乳できる衛生管理や避難環境の整備を求める。	番号42と同様	
44	本-67	区内で備蓄している物資の配送については、道路が損壊している事態や人手不足も想定するべきである。災害時、物資が不足する場所へ効率よく必要物資を分配できるよう、備蓄の仕方（物品別ではなく組み合わせセットのようなもの）を工夫する必要がある。	大規模災害時には、緊急道路障害物除去路線を指定し、協定団体と連携して道路障害物除去を行います。 被災者の物資のニーズは被害の状況や発災後の時間経過等によって変化するため、特定の品目をあらかじめ組み合わせることは困難です。物資の分配については、協定を締結している物流事業者の協力により物資拠点の運営や仕分け作業をし、避難拠点へ配送します。	
防災本編 第5章被災者・避難者対策				
45	本-71	避難行動フローチャートの最上段に「自宅や自宅周辺に火災の危険性があるか、自宅に倒壊の危険があるか」の箱内に「家具等の転倒による危険があるか」を追加すべき。	区では、地震の際に避難するケースとして、自宅や自宅周辺に火災の危険がある場合、また、自宅が倒壊の危険がある場合を想定しており、危険が迫っていなければ自宅での「在宅避難」をする旨、周知しています。 家具等の転倒による危険がある場合は、必ずしも避難を要するケースではありません。	
46	本-71	避難行動フローチャートの避難拠点の箱に をつけ、 の説明「近隣市町村に接する地域では近隣市の避難拠点に避難することができる」を追記すべき。	隣接区市の避難所に避難することも可能である旨を、避難行動フローチャートに追記します。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
47	本-75	関町小学校区域内には1万5千人が居住している。一割が避難するとなると避難拠点だけでは不足するので、区立施設のほか民間施設の活用など「いっとき避難場所」の拡大を望む。	関町小学校避難拠点や近隣の避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられない場合は、区立施設や協定を締結している都立学校等を臨時的避難所として開設します。	
48	本-75	学校の避難所が満員になった場合、他の避難所の空き具合や都立高校への避難、あるいは実際に移動できるのかを想定しているが、連絡がスムーズにいくのか、受付体制ができているのか確認が必要と考える。	区では、災害時に迅速かつ円滑に臨時的避難所開設の要請が行えるよう、全ての施設と年1回連絡先の確認を行うとともに、避難所開設を想定した情報連絡訓練（開設要請訓練）を実施しています。	
49	本-78	区の避難行動要支援者名簿に登録された人数は3万人を超えている。民生・児童委員、区民防災組織、防災関係機関、ボランティア等、様々な支援の担い手の力で支援が必要と記載されているが、実際何人が災害時に対応できるのか。支援する現場では、担い手の確保や情報の共有化などスムーズに対応できるかは区内でも地域差はある。名簿登録されていない、または登録の対象外で避難する際に支援を必要とする方も多くいるので、平時から対策が取れる支援のしくみづくりを区が率先して取り組むことを望む。	避難行動要支援者名簿登録者の安否確認は、避難拠点に参集した民生・児童委員、防災会、災害ボランティア、元気避難者（協力いただける避難者）のほか、地域包括支援センター、区の職員を担い手としています。災害の規模により担い手の数は異なりますが、安否確認に必要な人員は確保できる見込みです。また、避難行動要支援者名簿登録者のうち、名簿登録情報の外部提供に同意された方については、平常時から民生・児童委員、防災会、地域包括支援センター、消防機関、警察機関により、個々の状況確認や日ごろの訪問活動、安否確認訓練を実施しています。災害時に支援を必要とする方については、自動登録要件に該当しない場合でも、希望により避難行動要支援者名簿に登録することにより、避難支援につなげています。	
50	本-83	安否確認は災害ボランティアに任せるのではなく、地元町会・防災会・民生委員の協力の下で実施する事を望む。また、安否確認ボードのさらなる普及を望む。	避難行動要支援者名簿登録者の安否確認は、避難拠点に参集した民生・児童委員、防災会、災害ボランティア、元気避難者（協力いただける避難者）のほか、地域包括支援センター、区の職員を担い手としています。安否確認ボードについては、避難拠点や防災会等でボードを活用した訓練などを実施し、周知しています。	
51	本-84	企業団体等の協力は食糧のほか支援も必要だ。	事業者と締結している災害協定には、食料等物資の提供以外にも、物資等の輸送、障害物の除去などがあり、様々な分野で災害業務を担っていただくこととしています。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
52	本-87	避難拠点の運営には、地域住民が誰でも参加できるような体制（地域に開かれた避難拠点）にして欲しい。	避難拠点の運営は、区職員、学校教職員、地域住民からなる避難拠点運営連絡会で構成されています。 災害時のほか、平常時の会議・訓練等の活動への参加についても、避難拠点運営連絡会の代表者や区にご相談いただければ、誰でも参加できます。 発災時に避難拠点運営をサポートいただける方を事前募集する「練馬区災害ボランティア制度」も設けています。	
53	本-88	避難拠点ごとに運営マニュアルが作成されているが、内容が更新されていない避難拠点がある。避難拠点運営連絡会に対し、研修や講習を実施するとともに、必要に応じて指導を行いマニュアルが更新されるよう、区からの指導をお願いしたい。	避難拠点運営マニュアルについては区職員、学校教職員、地域住民からなる避難拠点運営連絡会で会議や訓練を実施し、避難拠点を担当する職員がコーディネーターとなり、更新しています。 防災学習センターでの区民防災組織向けのカリキュラムでもマニュアルの更新を促しています。	
54	本-88	女性、子ども、妊産婦への配慮（個室や着替え部屋、遊べるスペース、プライバシーの確保、相談体制、性犯罪の防止など）について、避難拠点の運営マニュアルに反映させるべきである。	プライバシーの確保など女性、乳幼児、妊産婦への配慮を避難拠点運営マニュアルに記載しています。	
55	本-88	アレルギーへの対応（アレルギーの周知、救急対応、アレルギー対応の炊き出しなど）について、避難拠点の運営マニュアルに反映させるべきである。	避難拠点でのアレルギー等配慮が必要な方の対応をマニュアルに記載することについては、関係部署と検討していきます。	
56	本-88	新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策（避難所に入れない人への対応、換気・アルコール消毒、マスク着用などの注意喚起、感染症対策用の備蓄、感染者が発生した場合の対応など）について、避難拠点の運営マニュアルに反映させるべきである。	新型コロナウイルス感染症予防対策を盛り込んだマニュアルを作成し、区職員、学校教職員の避難拠点要員による訓練を実施しています。	
57	本-88	マンションに住んでおり、災害時は可能な限り在宅避難をするよう住民には周知している。避難拠点で700人の収容が難しいようであれば、健康者スペースはソーシャルディスタンスをとらないなどの対応もやむを得ないのではないか。 また、避難拠点の収容人数700人を見直す考えはあるのか。	区では、避難拠点での3密を回避するために、体育館だけでなく教室も活用することとしています。 現段階で、避難拠点の収容人数の考え方を変更する予定はありません。ただし、避難拠点だけでは避難者を十分に受け入れられない場合は、区立施設や協定を締結している都立学校等を臨時的避難所として開設することとしています。	
58	本-88	学校の体育館では700人の避難者を想定しているが、段ボールベッドやテントの導入がすすめられている。これらを設置した場合、何人の避難が可能になるのか、具体的な人数の確認が必要ではないか。	番号57と同様	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
59	本-88 本-97 資-344	避難拠点の収容人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の中では1/3程度になるのではないかと見直した方が良い。公営住宅、民間賃貸マンション、商業施設、公衆浴場など避難可能な場所・施設等に対して協力要請が必要だ。	番号57と同様	
60	本-89	スマホを複数台同時に利用できる蓄電池を避難拠点や防災会の活動拠点へ配備することを求める。	各避難拠点および帰宅支援ステーションには、同時に10台のスマートフォン・携帯電話の充電が可能な多機種携帯対応型充電器を1台ずつ備蓄しています。	
61	本-97 風-60	新型コロナウイルス感染症対策として、「咳熱症状者用スペースの区分け、パーティションの使用、受付時の検温などを実施する旨追記。」とあるが、実際に受付が混乱している場合にスムーズに誘導できるか、すぐに別室の体制が整備できるのか、誰が対応するのか、保健所との連絡など、ボランティアの体制づくりも含めて詳細にわたる計画が必要。	新型コロナウイルス感染症予防対策を盛り込んだマニュアルを作成し、区職員、学校教職員の避難拠点要員による訓練を実施しています。 地域住民からなる避難拠点運営連絡会とも会議や訓練を行いながら、実効性の向上を目指します。	
62	本-97 風-60	避難拠点の受付でトリアージする職員は、フェイスマスクをするべき。また、咳・熱症状者用スペースに入る際のフェイスシールドの着用は、「必要に応じて」ではなく、「必ず」に記載を変えるべき。	避難拠点運営マニュアルでは、受付や受付前で検温・体調確認を担う従事者は、マスクの着用等基本的な感染症対策に加えて、フェイスシールドを着用することとしています。 咳・熱症状者専用スペースで対応をする場合も、フェイスシールドを着用することとしています。清掃や消毒作業等、咳熱症状者との接触、飛沫感染が想定されない場合は、着用を任意としていることから、「必要に応じて」としています。	
63	本-97 風-60	受付で検温するのはよいが、その後に咳・熱症状者と健康者を振り分ける基準が不明である。受付職員はある程度の知識が必要と考える。	受付担当者は、体温や健康状況などを確認する健康確認シートを活用し、避難者の健康確認をします。 対応方法は既にマニュアル化しており、訓練等を通じて対応力の向上を図っています。	
64	本-97	避難拠点では、新型コロナウイルス感染症の陽性者の対応はしなくてもよいのか。	陽性者で自宅療養をしている方については、避難拠点ではなく在宅避難を考えています。	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
65	本-97	<p>症状の有無による避難者の振り分けや医療機関への搬送などにおいて、感染症をガードする方法が十分なのか不安である。</p> <p>感染症に詳しくない避難拠点運営連絡会が対応できるか。</p>	<p>咳・熱症状者については、国や都の通知を参考にし、受付前の検温や体調確認により専用スペースへ誘導し、トイレや動線も分けることとしています。従事者については、マスクや消毒等の基本的な感染症対策のほか、必要に応じてフェイスシールドや手袋、防護服の代わりとしてカッパを使用するなどの対策を講じることにより、避難拠点で対応できると考えています。</p>	
66	本-97	<p>避難拠点運営は、死亡リスクの高い高齢者を多く含むボランティアが担う。開設の前提として、ボランティアには予め个人防护具（マスク、フェイスシールド、アルコールジェルなど）を配布し、感染防御教育も十分にしておくことが望まれる。避難所自体にも、十分な感染対策物品が必要。</p> <p>また、練馬区は病床などの医療資源が少なく、平時でも新型コロナのクラスター対応が区内で完結できないと思う。さらに、震災時は、コロナ禍では発熱者の搬送ができず、検査自体もおそらくできないので、避難拠点がクラスターになると、高齢者を中心に多くの人命が失われる懸念がある。従って、避難拠点の開設・運営は、専門家も交えて新型コロナ対策を万全にし、必要に応じて区の予算配分自体も弾力的に運用してい欲しい。</p>	番号65と同様	
67	本-97 風-60	<p>新たな対応として検討されている新型コロナウイルス感染症対応について、避難所運営で混乱や感染拡大させないためにも、詳細かつ具体的で安心・安全に対応できるようにマニュアルの周知徹底をするとともに、より多くの実施訓練を区が主導的にすすめることを求める。</p>	<p>避難拠点における感染症対策については、新型コロナウイルス感染予防対策を盛り込んだマニュアルを作成し、区職員、学校教職員の避難拠点要員による訓練を実施しています。</p> <p>地域住民からなる避難拠点運営連絡会とも会議や訓練を行いながら、実効性の向上を目指します。</p>	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
68	本-104 共-55 ~56	<p>災害対策本部における男女共同参画担当部の位置づけをどのように考えているか。</p> <p>また、男女共同参画センターの職員や非正規職員などの権限と責任について明確になっているのか。</p> <p>所管となる人権・男女共同参画課が、組織図や専管事項には、総務部長のもと、調達班に所属している。2020年5月に改定された内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」で男女共同参画センターの役割の強化が明文化されている内容に沿うならば、求められている役割とは違うものと思われる。ガイドラインに沿った、役割と位置づけを求める。そして、当該センターの職員や契約職員(業務委託業者を含む)など、平時からの取り組みや発災時の業務を遂行するためには、権限と責任を明確にする必要もある。役割を果たすために必要な職員数や配置も同時に求める。</p>	<p>男女共同参画の所管部長である総務部長は、災害対策本部の構成員となっています。</p> <p>人権・男女共同参画課は、内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、男女共同参画の視点から災害対応を円滑に進めるため、地域防災計画や避難拠点運営の手引きの策定に参画しています。計画には、平常時および被災後における男女共同参画センターの役割も明示しています。センターは、指定管理者が施設管理と事業を行っており、災害時においては、危機管理マニュアルに基づき、区と連携して対応することとしています。</p> <p>また、これまでも「女性と防災」について様々な取り組みを実施してきましたが、男女共同参画の視点を取り入れた防災情報の提供など拡充を進めていきます。</p> <p>なお、各部の専管事項の表記については、他班との兼ね合いを考慮し、より明確な記載となるよう、今後検討していきます。</p>	
69	本-104 ~ 本106	<p>性的マイノリティの方への配慮について、災害支援では女性や外国人の視点だけでなく、性的指向や性自認に関連した困難を持つ人を想定した避難訓練や災害支援訓練、相談体制などが求められている。</p> <p>豊島区では「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」に「災害時における配慮・対応」が盛り込まれていて、具体的な困難事例が挙げられている。区民が共有するためにも防災計画に盛り込む必要があると考える。</p>	<p>発災時、男女共同参画センターでは、生きづらさを抱える女性などに対し、被災後の様々な不安や悩みを対象とした相談や、平時から実施している専門相談(DV相談、性的マイノリティ相談)などの窓口を順次設置していきます。</p> <p>性的マイノリティの方にも配慮して、避難拠点運営に取り組むとしており、訓練についても同様に取り組みます。</p>	
70	本-109	<p>仮称「動物救護センター」の候補として立野公園を推薦する。立野公園は練馬区内で限られた犬の導入を可としている公園である。</p>	<p>(仮称)動物救護センターについては、保護動物の逸走を防ぐための設備の有無や地理的条件などを勘案し、区内の都立公園を候補地としています。</p>	
71	本-121	<p>「外国人支援対策」の前に障害者対策を入れるべきではないのか。</p>	<p>障害者をはじめ高齢者等の要配慮者への対応については、防災本編の第5章被災者・避難者対策にその趣旨を盛り込んでいます。</p>	

番号	該当ページ	意見の趣旨	区の考え方	対応状況
防災本編 第6章区民生活の早期再建				
72	本-125	過去、被災地では罹災証明書発行が遅い事例が多く見受けられている。窓口に行ける区民もいれば、行けない区民もいる。首都直下の発災時の対応が滞りなく進められる理想の体制に少しでも近づけるよう求める。	り災証明書の発行窓口は、当面の間本庁舎で集中的に発行し、その後各区民事務所でも発行を行う計画ですが、被害の状況などに応じ臨機応変に対応していきます。 発災時の区民生活の早期再建に対応するために被災者生活再建支援訓練を今後も定期的実施し、職員のスキルを向上させるなど、円滑な業務実施体制を構築していきます。	
73	本-156	過去の災害の事例では、トイレ不足が課題となっている。マンホールトイレが使用できない場合や下水道管が破損する事態も想定した対応が必要である。	避難拠点のトイレについては、学校施設の1階にあるトイレの使用を第一とし、状況に応じて備蓄している組立トイレや携帯トイレを併用します。組立トイレは各避難拠点のほか、不足対応用として集中備蓄倉庫にも備蓄しています。 なお、災害時の断水や下水道管の破損に備え、家庭での備蓄品の中に携帯トイレも加えるよう、日頃から区民に周知しています。	
風水害等編 第7章被災者・避難者対策				
74	風-60 ~61	避難所における感染防止対策について、新たにマニュアル化(追記)されるのは大変良いと思うが、本記載がある防災本編と風水害等編とでは、記載の内容が多少異なっていると思われる。文言を含めて統一する必要があるのでは。	地震と風水害で開設する避難所において、基本的な感染症対策は同じであるため、避難行動の周知や過密抑制等、記載内容を修正し、整合性を図ります。	
その他(計画全体について、防災懇談会について)				
75	-	力を入れる対策にメリハリをつけるべきである。 「災害時の情報伝達」と「電気自動車等の導入促進」が重要と考える。	災害時の情報伝達と電気自動車等による電源確保については、区としても重要な対策と考えているため、計画に記載し、取り組みを進めています。	
76	-	計画を策定した後の訓練が重要である。全体訓練や機能別の訓練などを行い、関係者間で共通の認識を持つ必要がある。	区では、全庁的な震災訓練や水防訓練を実施しています。 また、庁内各部や各避難拠点等、様々な訓練を実施しています。 訓練により抽出された課題について、関係者間で共有し課題解決に向け取り組んでいます。	